

デジタルマーケティング支援業務委託 仕様書

1 業務名

デジタルマーケティング支援業務委託

2 目的

インターネットや SNS の普及により、消費者の価値観は多様化・高度化している。加えて、生活環境の変化に伴い、国内の E コマース（電子商取引、以下「EC」という。）における市場規模は拡大傾向にある。このような社会的情勢を踏まえて、近年の経済活動における急速なデジタル化に対応するため、県内中小企業・小規模事業者への EC 活用に係る講座を開催し、中小企業・小規模事業者のデジタルを活用したマーケティング力の向上を図ることで、販路開拓・拡大につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4 業務概要

- (1) 支援対象事業者の募集、選定業務
- (2) EC 講座の開催
- (3) 伴走支援の実施
- (4) コミュニティの場の形成及び運営
- (5) その他、本業務の遂行に関連する業務

5 業務内容

- (1) 支援対象事業者の募集、選定業務

ア 専用 Web ページの開設・運営

- ① 委託契約締結後、速やかに支援対象事業者の募集に向けた本事業の専用 Web ページ（様式例：ワードプレス）を開設し、運営すること。応募事業者を確保するため、余裕をもったスケジュールで運営し、日程が決まれば早期に周知し、専用 Web ページ上にも掲載すること。掲載内容については公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」という。）と協議の上決定すること。また、掲載情報を最新の状態で随時更新すること。
- ② 本事業の概要を掲載し、エントリー機能を付けること。
- ③ 専用 Web ページに掲載する素材の調達については、原則、受託者が対応すること。
- ④ エントリーについては、応募者数を管理できる機能を付けること。
- ⑤ エントリー情報等について、当センターと情報共有を図ること。

⑥ 効果的な広報を行い、事業目標の達成に努めること。

イ 支援対象事業者の募集

① (1)ア①の専用 Web ページを活用し、開催時期が決定次第、速やかに支援対象事業者の募集を開始し、県内企業へ事業周知に努めること。

② その他効果的な広報を行い、事業目標の達成に努めること。

③ 募集に係るチラシの作成（印刷・配布含）及びウェブ（SNS 等）や新聞等の広報物の作成・配布（配信含）・掲示にあたっては、事前に当センターと協議すること。

④ 応募事業者のとりまとめを行うこと。

ウ 支援対象事業者の選定

① 支援対象事業者の選定においては、十分な公平性を確保した上で、支援するに相応しい成長性、将来性がある支援対象事業者を選定できる方法とすること。なお、選定方法については、本業務の開始後に、当センターと受託者が協議を行い、当センターの承認を得た上で決定すること。

② エントリー情報をもとに、応募事業者に結果の送付を行うこと。結果については、事前に当センターの承認を得ること。当センターから指示があった場合は、その指示に従うこと。

(2) 事業に関する問い合わせ、意見への対応

(3) EC 活用スキルの向上に係る講座の開催

ア EC を既に活用しており、EC での売上向上に意欲的な県内の事業者を対象に支援を実施すること。

イ 著しく変容する EC 市場の状況を踏まえた販売戦略、効果的な販売促進方法、EC 活用体制づくり等に係る専門的な知識及びノウハウを学ぶことができる講座を開催すること。また、講師からの課題を通じて、支援対象事業者が主体的に学ぶことができる内容とすること。

ウ 講座開講前に、参加事業者に対して学びたい内容・課題等のヒアリングを行い、講座内容に反映させること。

エ 講座は、以下の構成により実施すること。

① 2回の講座と、報告会を含めた終了講座1回の計3回以上を開催すること。

② 1講座あたりの開催時間は2時間以上とすること。

③ 支援対象事業者は5者程度とすること。

オ 講座の開催方法は、原則、対面形式とすること。ただし、当センターと協議の上、オンライン形式で開催することができる。

カ 講座の開催時期等については、当センターと協議の上、決定すること。

キ 講座開催における会場や備品の手配及び運営は、受託者において行うこと。なお、会場については、交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数、必要な設備の有無等を考慮し、受託者において適切な会場（奈良市内に限る）を選定及び確保すること。ただし、奈良県産業振興総合センターにあるイベントホール（使用料

無料、使用日は事前予約制、ネット環境なし、駐車場狭小、その他要相談)の使用を想定している場合は、その旨を記載すること。

ク 各回講座終了後、応募者に感想及び意見等を聞くアンケートを実施し、集計結果を報告すること。(その際、アンケートの内容については、事前に当センターの承認を得ること。当センターから変更等の指示があった場合は、追加・修正等を行うこと。)

(4) 伴走支援の実施

ア 参加事業者が抱える課題を明確化し、進むべき道筋を示すことで、自立的に運営できるよう、訪問またはオンライン形式で月1回程度、最低3回以上支援を行うこと。

イ 詳細な実施時期等については当センターと協議の上、決定すること。

(5) コミュニティの場の形成及び運営

ア ECを活用する県内事業者の交流、EC活用における悩み相談、各々が培ってきた経験やノウハウの情報交換等を行うことを目的として、SNS等のオンライン上で、支援対象事業者や講師等が参加するコミュニティの場を形成し、運営すること。

イ 支援対象事業者の自主的なコミュニケーションを活性化させる場とすること。

ウ コミュニティの場の形成における諸経費は、受託者において負担すること。

(6) その他

ア 講座等終了後も専用 Web ページは削除せず、委託期間が終了するまでは事業が終了したことを表記し、インターネット上で公開しておくこと。

イ 当センターが開催する会議や打ち合わせ等に参加を求められた場合は、参加すること。その際、議事録を作成し、提出すること。

(7) 補足的業務

上記(1)～(6)に係る内容をより効果的に行うために理事長が必要と認める業務を行うこと。

6 スケジュール(予定)

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、当センターと協議のうえ決定する。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	受託事業者公募 →選定 →契約			事業者の募集	事業者ヒアリング 講座	講座	伴走支援	伴走支援	伴走支援	講座(報告を含む)	完了報告 →支払い

7 運営体制の整備及び責任者の配置

(1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。

(2) 本業務に係る責任者及び当センターとの連絡・調整のための担当者を配置すること。

(3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて当センタ

一に提出すること。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。また、再委託に該当するか否かについて疑義がある場合には、事前に当センターに確認すること。

9 業務完了報告書等の提出

- (1) 委託業務完了後、完了した日から起算して14日を経過した日又は契約期間の終了の日までのいずれかの早い日までに、「業務完了報告書」及び「収支報告書」を作成し、当センターの検査を受けること。なお、業務完了報告書には、次の記載事項を含めること。
 - ア 実施体制、スケジュール
 - イ 実施状況
オンライン形式で実施した講座および伴走支援については、それぞれの実施内容を200字以上で記載するか、または配信映像を収録したDVD等の記録媒体を提出すること。
 - ウ アンケート結果のまとめ
 - エ 実施効果
 - オ その他、理事長が必要と認める内容
- (2) 当センターは、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、(別紙1)【個人情報取扱特記事項】を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

11 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として、事業終了後に当センターが行う検査に合格してからとなる。ただし、受託者からの請求に基づき当センターが必要と認めるときはこの限りではない。

12 暴力団排除に係る解除

委託者は、受託者が別紙の（別紙2）【暴力団排除に係る解除について】のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

13 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、当センターに帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利保留分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当センターは、権利保留分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果品は、当センターが二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

14 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程その他関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期、当センターと十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、当センターと受託者との間で協議のうえ決定すること。

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2)

暴力団排除に係る解除について

委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。